

離 婚 届

	協議離婚	裁判離婚
※ 届出人	<u>離婚する当事者（二人）</u> (窓口に来庁される方は、代理の方でも結構です。)	<u>裁判を申し立てた人</u>
※ 届出期間	<u>届出期間はありません</u>	<u>調停の成立又は審判・判決の 確定日から10日以内</u>
※ 届出に必要なもの	① 離婚届書（1通） ② 届出人の印鑑（認印・婚姻中の氏のもの） ③ 戸籍謄本（本籍が玉城町以外の方が玉城町に届出する場合） ④ 本人確認のための書類（免許証・パスポートなど）	
	☆裁判離婚の場合→調停調書の謄本、又は審判書もしくは判決の謄本と確定証明書	
※ 届出地	届出人どちらか一方の本籍地・住所地等いずれかの市区町村役場	

【証人について】

届書には証人2人（成人に達した方ならどなたでも可）の署名押印が必要です。

→裁判による離婚には証人は必要ありません。

【未成年の子供について】

離婚届により子供の親権が定まっても、子供の氏や戸籍上の変動はありません。

子供の氏の変更を希望する場合は、家庭裁判所に「氏の変更」の申し立てを行い、許可後「入籍届」に「許可の審判書」の謄本を添付して届出する必要があります。-

【氏について】

離婚届により、結婚した時に氏が変わった方は旧氏に戻ります。

ただし、婚姻中の氏を引き続き名乗ることを希望される方は、離婚の日から3ヶ月以内に限り届出することで裁判所の許可なく名乗ることもできます。

【離婚により住所が変わる方へ】

離婚届では住所は変更されませんので、住所異動の手続きを行ってください。

【休日・時間外に届出される方へ】

宿直が受領させていただくことになり、内容の確認ができません。

内容に不備がある場合は、後日お越しいただくことがあります。

《届出についてのお問い合わせ》

玉城町役場 税務住民課 住民係

電話 0596-58-8202